民法　司法令８－８　肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　登録自動車の即時取得

１．問題の所在

動産甲は，道路運送車両法により登録を受けている自動車である。Ｃは，動産甲を受寄者であるＢの所有であると過失なく信じて買い，現実の引渡しをうけた。

この場合，即時取得（１９２条）が成立するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

動産甲について，即時取得は成立しない。したがって，Ｃは，動産甲の所有権を取得できない。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，Ｃは，所有権がないＢから，取引行為によって，動産甲を取得している。

そして，Ｃは，Ｂの所有だと過失なく信じている。したがって，Ｃは，平穏，公然，善意，無過失である（１８６条１，１８８条）。

そのため，動産甲について，１９２条の法律要件をすべて満たすので，即時取得が成立するとも思える。

しかし，不都合である。仮にＣに即時取得を認めると，登録者と所有者について，ずれが生じてしまう。車に登録制度がとられているのは，防犯目的や課税目的と考えられる。即時取得の成立を認めると，これらの行政法上の目的が達成されず問題である。

したがって，即時取得の成立を制限する必要がある。

１９２条の趣旨は，動産の取引の安全を図るものである。すなわち，一般的に動産は転々取引されるものであり，動的に動くものである。したがって，占有に公信力を与えて保護するのが目的である。もっとも，１９２条は，一般的なケースを想定しているのであって，行政上の目的を害してまで，達成されるべきものではない。したがって，１９２条の動産には，自動車は，含まれないと解するのが相当である。

実際に，これによりＣは，自動車の権利を取得できないこととなるが，取引上，車検証など登録上の名義の確認を怠ったと思われる以上，やむを得ない。

以上